

静岡県告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき委託し、同条第2項の規定により平成28年2月23日付け県公報第2783号をもって告示した静岡県医療健康産業研究開発センターの使用料の徴収事務について、次のとおり変更したので、告示する。

平成30年1月4日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

静岡市葵区追手町44番地の1

(2) 名称及び代表者の氏名

公益財団法人静岡県産業振興財団

理事長 櫻井透

2 委託期間

変更前 平成28年3月1日から平成33年3月31日

変更後 平成28年3月1日から平成30年3月31日